

「学校法人自治医科大学ガバナンス・コード」の遵守状況について

情報基準日 令和6年9月1日

学校法人自治医科大学は、下表に示すとおり、定める遵守項目の取組をすべて実施し、「学校法人自治医科大学ガバナンス・コード」を遵守していることを確認しました。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	遵守状況
1-1 建学の精神	○
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○
1-3 ミッション	○

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	遵守状況
2-1 理事会	○
2-2 理事	○
2-3 監事	○
2-4 評議員会	○
2-5 評議員	○

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	遵守状況
3-1 学長	○
3-2 教授会	○

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	遵守状況
4-1 学生に対して	○
4-2 教職員等に対して	○
4-3 社会に対して	○
4-4 危機管理及び法令遵守	○

第5章 透明性の確保（情報公開）	遵守状況
5-1 情報公開の充実	○

定める遵守項目が遵守できていない理由又は今後の対応方針等
（※遵守できていない場合のみ記載）

--

※遵守状況については、各項目の内容を担当・所管する部署にて点検し、企画委員会（令和6年9月26日）にて点検結果を審議・承認を行いました。